

震災から5年目を迎えて

復興庁 参事官 ささもり ひで き 笹森 秀樹



はじめに

2011年3月11日14時46分三陸沖を震源として発生したわが国観測史上最大規模のマグニチュード9.0最大震度7の東日本大震災からこの3月で丸4年を迎えた。この地震では千年に一度といわれる大津波が発生し最大遡上高40.1mを記録した。また、地震と津波により福島第一発電所の3基の原子炉で炉心融解が発生し、周辺地域に放射性物質を放出する原子力災害を引き起こした。

東日本大震災では、死者15,890人、行方不明2,590人、震災関連死3,194人を数え、建築物の被害も全半壊403,614戸（2015年2月10日現在、復興庁等調べ）に上る甚大な被害が生じ、被災地では、今も懸命に復旧・復興が進められている。

被災地の現場では、岩手県の580万tおよび宮城県県の1,800万tのがれき処理が2014年3月までに終了し、福島県の411万tについても避難指示区域を除いておおむね処理が完了した。また、道路、鉄道、電力、通信、上下水道の公共インフラについては一部を除いて復旧済みである。さらに、住宅再建やまちづくり事業も本格化し工事実施段階を迎えている。

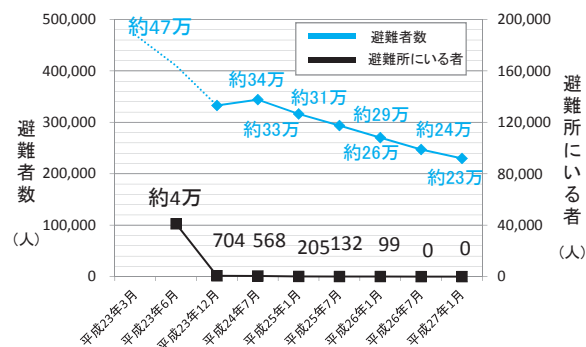
本稿では、東日本大震災から5年目を迎えるに当たり、被害と現在までの対応状況をレビューするとともに、住宅再建・復興まちづくりにおいて

現場を中心に行われてきているさまざまな加速化の取り組みと「新しい東北」の取り組みについて紹介するものである。



避難者・仮設住宅の状況

発災3日目に約47万人に上った避難者は、避難所（体育館など）に収容され、半年後には全員が仮設住宅等に居住するに至った。避難者数は228,863人（2015年2月）に減少しているが、現在もなお仮設住宅39,111戸に82,985人（2015年1月）が入居している。住まいの再建への動きが進みつつあり、仮設住宅等への入居戸数は減少しはじめている（図—1）。



図—1 避難者数と避難所にいる者の数

表一 1 災害廃棄物処理の状況（岩手県，宮城県，福島県※の沿岸32市町村）

平成26年 3月末現在	推計量 (A)	撤去済み量 (B)	撤去率 (B/A)	処理・処分量 (C)	処理・処分割合 (C/A)
災害廃棄物	1,707万t	1,686万t	99%	1,662万t	97%
津波堆積物	1,095万t	1,055万t	96%	1,004万t	92%

※福島県の避難区域を除く

3

災害廃棄物（がれき）処理

東日本の太平洋沿岸部を中心に13道県で災害廃棄物約2,000万t，津波堆積物約1,000万tが発生した。3県に34基の仮設焼却炉と24カ所の破碎・選別施設を設置し，2014年3月末までに，福島県の一部地域を除き，災害廃棄物と津波堆積物の処理が完了した（表一1，2）。

また，災害廃棄物の8割強，津波堆積物のほぼ全量について再生利用を行った。このうち公共事業等（堤防復旧，海岸防災林，港湾整備等）において約1,339万tを利用した。

さらに，岩手県と宮城県の災害廃棄物については，1都1府16県で約62万tを広域処理し，処理の迅速化に貢献している。これは，可燃物・木くずの約1割，不燃混合物や漁具・漁網の約5割に相当する。

表一 2

処理割合	市町村等
完了	洋野町，久慈市，野田村，普代村，田野畑村，岩泉町，宮古市，山田町，大槌町，釜石市，大船渡市，陸前高田市，気仙沼ブロック（気仙沼市，南三陸町），石巻ブロック（女川町，石巻市，東松島市），利府町，松島町，宮城東部ブロック（塩竈市，七ヶ浜町，多賀城市），仙台市，亘理名取ブロック（名取市，岩沼市，亘理町，山元町分）
9割以上	新地町，相馬市，いわき市
5割以上	広野町
4割未満	南相馬市

4

公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

主な公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況は，表一3のとおりである。

5

住宅再建および高台移転に向けた取り組み

今回の東日本大震災による被害の多くは，津波による沿岸市街地の被災である。防潮堤の復旧に当たっては，県等の海岸管理者が，比較的発生頻度の高い数十年から百数十年に一度の津波（L1）をもとに設計津波を設定し，地域により高潮高と比較して高い水位を対象とし災害復旧事業等により整備することを基本としている。

このため，発生頻度は低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2）（今次の津波はこちら）に対しては，防潮堤や高台移転等のハード整備と避難計画等のソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化させるとした減災の考え方が新たに示され，これに基づき復興計画が立案されている。

このため，津波被災地の市街地の復興に当たっては，

- ① 移転：今次津波による浸水区域の中で居住を認めない区域を設定し，浸水区域外へ住居を移転する計画
- ② 現地集約：今次津波による浸水区域の中で，海岸堤防整備に加え二線堤等の整備により津波に対する安全性が高められた区域に居住地を集約する計画
- ③ 嵩上げ：今次津波による浸水区域の中の一部の区域を嵩上げし，そこに住居を集約する計画および①～③を組み合わせた計画が新たに策定され，事業が進められている。

津波被災地の市街地の復興は，まちの抜本的な改造を伴い，現地での再建が可能であった阪神・淡路大震災と比較して，事業の規模も工期もたいへん大きなものとなっている。

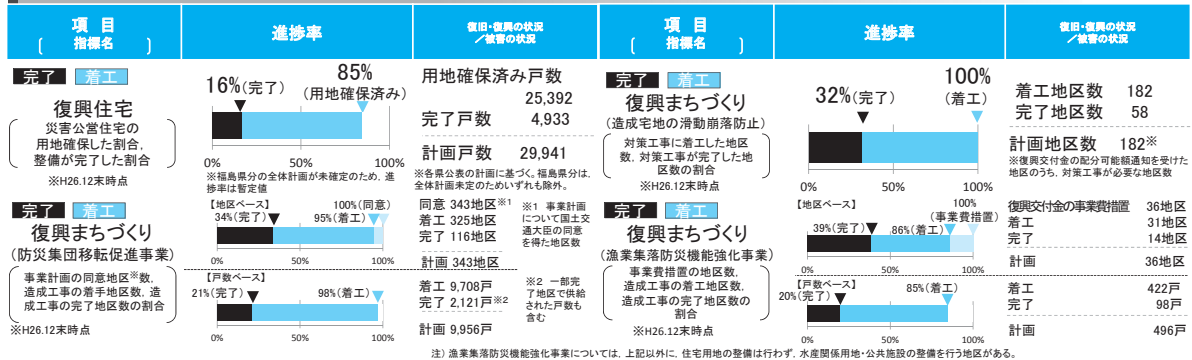
表―3 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

○ 公共インフラは、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興の事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進しているところ。

・事業計画及び工程表と指標を合わせて事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の推進を図っている。
・指標は、原則として本復旧等が完了した割合で表示(完了)しているが、着工から完了まで一定の時間を要する項目については、現時点の進捗状況を把握するため、着工した割合で表示(着工)している。 ※福島県の避難指示区域については、原則除いている。

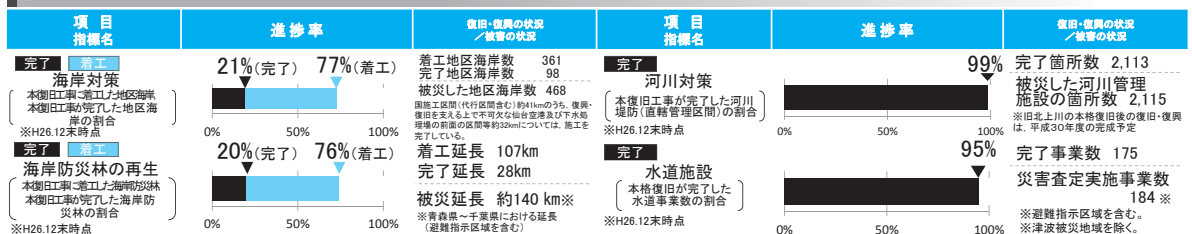
公営住宅・まちづくり関係

(被災者が安心して生活するために必要な住宅等の復旧・復興状況)



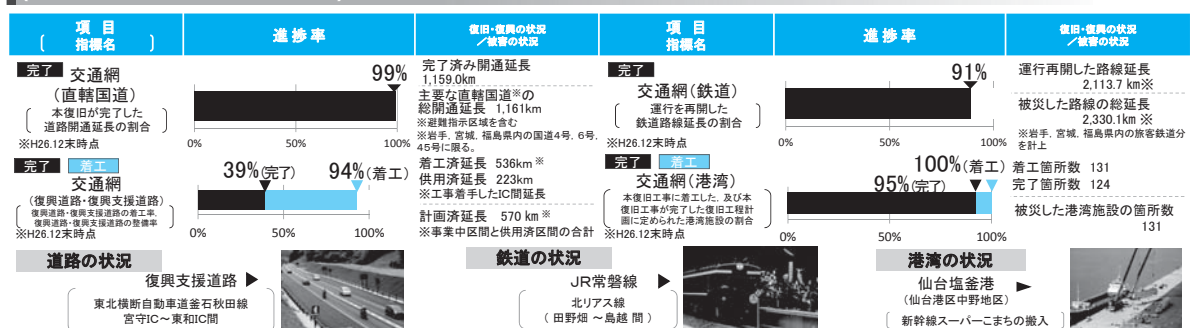
安心・安全のための基盤整備

(被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況)



交通関係

(被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)



農林水産業関係

(被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況)



このような大規模な津波被災地の復興を進めるに当たっては、住宅再建や復興まちづくりのスピードアップを図るため、市町村における地域住民との調整や事業実施を円滑に進めていくことが最大の課題であり、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員の派遣の促進、円滑

な施工確保の支援等の加速化措置を実施している。



工事加速化支援隊の活動について

まちづくりの専門職員の派遣として、施工段階

の対策として行っている工事加速化支援隊の取り組みについて紹介する。

災害公営住宅の建築や高台移転については、計画策定や用地買収に関して行ってきたさまざまな隘路解消措置が功を奏し、2014年9月末現在では防災集団移転促進事業の事業地区の95%が着工済みで、災害公営住宅も9割の用地が確保済みとなった。

したがって、県や市町村で顕在化している事業実施上の隘路は、

- ・災害公営住宅の入札契約
- ・排水設備や取り付け道路等関連工事との調整
- ・工事契約後の施工条件の変化（地盤条件等）
- ・荒天等により日程がずれた場合の生コンの再調達

といった、工事発注段階、工事実施上の課題が主要なものとなっている。

このため、復興庁では工事加速化支援隊を2014年8月に新たに組織し、国土交通省をはじめとする関係省庁と連携し、直接かつ繰り返し市町村に出向き、工事実施上の隘路の解決策についての提案や類似の事例を紹介したり、国の施策の普及に努めるなどの工事加速化のための活動を開始した。

工事加速化支援隊は、復興庁本庁や岩手、宮城、福島の3復興局の職員計約30人で構成されている。本庁の課長級である参事官と課長補佐、主査等が分担して担当する市町村を決めており、同じ市町村を同じメンバーが繰り返し訪問することで、事業の進み方や課題の解消を連続的に把握している。

メンバーは、国土交通省や農林水産省出身の土木・建築技術者に加え、警察庁や法務省出身者など多彩である。各市町村に対して同様の対応・支援を実現するため、何をヒアリングし、何を伝えるかについて整理したマニュアルを作成し、これに基づき訪問を実施している。

また、現地の市町村には、国交省住宅局、都市局、官庁営繕部、水産庁の職員といっしょに赴き、役職にとらわれず実際に工事を担当している

市町村職員からヒアリングを行う。なお、発注者である市町村の了解を得て、工事受注者やCMを請け負っている会社等の同席を求める場合もある。

打ち合せの際は、受注者から提出されている工事工程表に、最新の進捗状態を重ね書きしたものを準備してもらい、どの工程で遅れが生じたのか、遅れの原因は何か、解決のめどはたっているのかなど、具体的にヒアリングを行うとともに、その後の工程の中でのリカバリーの可能性についても分析を行っている。さらに他の市町村でどのように解決を図ってきたか先行事例を伝えている。

聞き取った課題については、その場で対応し解決を図るほか、本庁メンバー全員が参加する会議を原則週1回開催し、出張結果を報告し、情報の共有に加えて、工事の遅れの原因、それへの対策としてだれが何をすべきかを整理し、国として取り組むべき事項がないかなどの情報交換を行う。

このうち、国として取り組むべき課題については、関係省庁に対策の検討を依頼し、住宅再建・復興まちづくりタスクフォースの場を活用して、対策を実現し、公表するといったスピード感と広がりのある対応を行っている。こうして対策が打ち出されると、再度、市町村に入り、対策を説明し、遅れの解消を図っていく。

工事加速化支援隊が現場に入ることにより、発注者が受注者に対して行うさまざまな選択や意思決定に対してアドバイスを行うことで、発注者としての意思決定が速くなること、本庁の参事官が市町村長に面会することで、市町村の中で担当者任せがちになっていた問題を、まち全体の問題として認識することで、まちとしての意思決定が速くなることにつながっている。

こうした取り組みを通じて、以下のような先進地方公共団体の取り組みや、国土交通省の施策の普及を図ってきた。

- ・災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
- ・見積り積算方式の普及
- ・買取方式による災害公営住宅の整備
- ・工事発注時の発注ロット、業者の参加要件等の

工夫

- ・整備中の道路に面した建築物の建築確認の早期発出
- ・工事の幅輦を調整するための連絡調整会議の設置
- ・宅地売却時の地盤強度に関する適切な説明

また、市町村からは、学校や病院などの公共建築物の建設についても相談を寄せられるようになっており、国土交通省官庁営繕部と連携し、工事の加速化、工程の管理を支援している。

前述したとおり、工事加速化支援隊が現場に入際には、国交省住宅局、都市局、官庁営繕部、水産庁の技術者に同行いただいております。この結果、現場での技術的なアドバイスの実施、これによる市町村からの信頼度の向上、課題解決に向けた取り組みの加速化など、さまざまな効果を得ることができている。

また、事業の加速化には都市再生機構（以下「UR」という）も大きな役割を果たしており、URが事業に参画している地区では、比較的問題が少なく円滑に事業が進捗している。URは、災害公営住宅の建設および譲渡、防災集団移転促進事業の団地造成・区画整理の受託だけではなく、発注支援業務、事業調整などのコーディネート業務を実施している。



「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」の公表

復興庁では、被災地復興の最重要課題である住宅再建・復興まちづくりを加速化するため、2013年以降、これまで5度にわたり制度の運用改善や手続きの簡素化といった「加速化措置」を打ち出してきた。こうした取り組みにより、復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事実施」の段階に進んできている。

一方で、これまでに完成したのは災害公営住宅が約1割、高台移転（地区）が約3割であり、集中復興期間の2015年度末に向けて、被災者の皆様方に1日も早く1人でも多く住まいの再建を果たしていただくことが重要である。

今般、8回目の「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を2015年1月16日に開催し、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、

(1) 災害公営住宅・宅地造成

①発注・入札契約段階、②施工段階、③用地取得段階

(2) 民間住宅の自立再建

等について、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめた（表－4）。



「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」のポイント

(1) 災害公営住宅・高台移転事業

用地取得については着実に進捗しており、課題は特定の地区における難航案件の対応に移行してきている。工事の発注・入札契約については、高台移転の土木工事は9割以上で契約済であるが、災害公営住宅の建築工事は約5割で契約済であり、これからも多くの発注・入札契約が見込まれる。また、災害公営住宅・高台移転ともに、技術者・技能者や資材の円滑な確保等に対するきめ細やかな支援が必要である。

1) 発注・入札契約段階

<課題>

災害公営住宅の建築工事については特に、今後も発注・入札契約が見込まれることから、円滑な実施に向けた取り組みが重要である。具体的には、

- ① 発注者（県・市町村）による実勢に対応した工期や予定価格の設定、契約後の物価上昇への対応
- ② 被災地の災害公営住宅の工事費上昇への対応
- ③ 発注・入札契約に関する発注者のマンパワー不足への支援が必要である。

<対策>

- ①—1 災害公営住宅のみならず、学校や庁舎等の公共建築工事を含め、国土交通省の営繕工事

表一 4 ① 住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策（これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置）

○ 集中復興期間の平成27年度末に向け、住宅再建・復興まちづくりを計画通りに確実に進捗できるよう、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を打開するため、
Ⅰ 災害公営住宅・高台移転事業（1）発注・入札契約段階、2）施工段階、3）用地取得段階）、Ⅱ 民間住宅の自立再建等について、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」をとりまとめた。

ステージ	これまでの加速化措置	追加措置
計画策定	課題： 被災者が 住宅再建の完成時期が見通せず 不安を抱えている 措置： 「住まいの復興工程表」の策定（四半期毎に更新） 現状： 市町村毎・地区毎に、 住宅再建の最新の見通しを提示	
用地取得	課題： 所有者不明、相続手続未了（遺産分割協議中）等の取得困難な用地 が多く存在 措置： 1）財産管理制度の活用 ・財産管理人候補者確保を日司連等に要請 ⇒ 要請開始（H25.3）⇒ 588人（H26.12） ・手続の簡素化・迅速化（裁判所の取組） ⇒ 全体で半年以上かかると懸念 ⇒ 裁判所の審理は3週間程度 2）取得困難地を区域から外す（柔軟な区域変更） ・事業区域変更手続簡素化 ⇒ 防集事業342地区のうち、259地区（届出156地区）で区域変更（H26.11） 3）被災市町村への人的支援等 ・権利者調査や用地取得事務の補償コンサルタント等への外注促進 ⇒ 防集事業26市町村のうち24市町村で実施（H26.11） ・日司連と協力し、司法書士を復興庁で採用し市町村に駐在させる取組 ⇒ 8市町村に9名駐在（H26.12） ・関係省庁職員からなる「用地加速化支援隊」を創設し、9市町村に延べ50回訪問（H26.12） 現状： 防集事業（移転先）の 用地取得率 48%（H25.9）⇒ 91%（H26.11） に上昇	<凡例> 課題 措置 現状 課題： 特定地区における難航事案の解決 措置： 「 用地加速化支援隊 」によるきめ細やかな支援（Ⅲ－（1）） ・用地取得が完了していない箇所の原因を把握し、財産管理制度や土地収用制度の活用といった対策について、市町村をきめ細やかに実務支援（「用地加速化支援隊」）

ステージ	これまでの加速化措置	追加措置
用地取得	課題： 防潮堤・道路等柔軟な区域変更が困難な事業で土地収用手続が必要な用地 が存在 措置： 土地収用手続の迅速化（被災地特化型土地収用手続・収用加速化7本柱） ① 測量・設計を並行実施（用地説明会等と兼ねて開催） ② 説明会の開催方法の効率化（用地説明会等と兼ねて開催） ③ 復興事業での早期事業認定申請ルール（3年8割ルール（※）⇒設計確定前から準備開始） ④ 事業認定手続期間の短縮（標準約3カ月⇒2カ月（実績は、概ね50日で認定）） ⑤ 権利者調査の合理化（ガイドラインの作成・周知） ⑥ 緊急使用の活用 ⑦ 収用裁決手続の迅速化 ※ 用地取得率80%又は用地幅杭打設後3年のいずれか早い時期までに収用手続に移行するルール 現状： 測量から用地取得 当初6年予定⇒3年で完了見込 （釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業）	<凡例> 課題 措置 現状
埋文調査	課題： 埋蔵文化財発掘調査に迅速化が必要 （被災自治体ノウハウ・マンパワー不足など） 措置： 全国から専門職員を派遣など ・埋蔵文化財について遺跡の個々の状況に応じた柔軟な対応を図るよう、国から自治体に周知徹底 ・専門職員の派遣 32名（H24年度）⇒70名（H25年度）⇒69名（H26年度） ・発掘調査にかかる経費（人件費も含む）について、全額国で負担（30.7億円（H26.12時点）） 現状： 埋蔵文化財発掘調査を迅速化し、 工期に影響を与えず工事に着手 ・山田町（防集）（18か月⇒5か月）、広野町（災害公営）（6か月⇒3か月）、南相馬市（災害公営）（12か月⇒4.5か月）	
発注・入札契約	課題： 地方公共団体の人員不足など （膨大な発注業務、マンパワー不足・ノウハウ不足など） 措置： 被災自治体への人的支援の強化、都市再生機構の活用、買い取り方式など発注方式の工夫の周知等 ・都市再生機構の現地体制強化 ⇒ 218人（H24.11）⇒ 412人（H27.1） ・CM方式の活用 ⇒ 約6年 ⇒ 約4年半（最大1年半短縮） 現状： 地方公共団体で 設計・工事等の発注業務に遅れが出ないよう取り組んでいる	

表一 4 ② 住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策（これまでの加速化措置のフォローアップと追加措置）

ステージ	これまでの加速化措置	追加措置
発注・入札契約	課題：建設関係の技術者・技能者や資材等の円滑な確保、入札不調など 措置：技能者・技術者の広域的確保・効率的活用、資材の供給体制の強化 ・人件費の上昇傾向を踏まえ、公共工事設計労務単価を引き上げ（被災3県 +31.2%、全国 +23.2%（H24年度比）） ・現場事務所運営経費、建設作業員の確保等に資する現場諸経費割増し（共通仮設費 1.5倍 現場管理費 1.2倍） ・災害公営住宅の標準建設費をH25.9に15%引き上げ等、H26.4にも引き上げ（中層耐火構造で6.4%） 現状：一部で不調は発生しているものの、発注ロット大型化等の工夫により、ほぼ契約済みとなっており、事業は着実に進捗	課題：災害公営住宅の建築工事は、造成工事の進展に伴い、今後も多くの発注・入札契約が見込まれることから、円滑な実施に向けた取組が重要 措置：学校や庁舎等の公共建築工事における発注・入札契約の確実な実施（Ⅰ－（１）） ・災害公営住宅のみならず、学校や庁舎等の公共建築工事を含め、国土交通省の営繕工事で導入している見積活用による実勢を踏まえた予定価格の設定や適切な工期設定を行う積算手法（「営繕積算方式」等）の普及・促進 災害公営住宅の建築工事における発注・入札契約の確実な実施（Ⅰ－（２）） ・工事契約後の物価上昇への適切な設計変更等の対応の導入 ・徹底 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の更なる引上げ（Ⅰ－（３）） ・被災地による工事費の状況や特殊な条件下での工事実施に対応するため災害公営住宅の標準建設費（国庫補助対象上限額）について更なる引き上げ（H27.1（併せて、被災地を含む全国分について平成27年度予算案で措置））
施工	課題：建設関係の技術者・技能者や資材等の円滑な確保、入札不調など 措置：技能者・技術者の広域的確保・効率的活用、資材の供給体制の強化 ・資材に対して、 ① 生コンプラント設置 国2基（H26.9稼働）宮城県4基（H26.5稼働）民間10基 ② 発注者・建設業団体・資材団体等で需給見通しを共有、供給円滑化 <凡例> 課題 措置 現状	課題：工事工程管理等に関する発注者（県・市町村）のマンパワー不足・ノウハウ不足への支援 措置：「工事加速化支援隊」による市町村支援の強化（Ⅱ－（１）） ・工事工程表の確認ノウハウや近接する工事間調整等の先導事例の模倣展開などを図り、個別事業の対応を含め、市町村をきめ細やかに支援（「工事加速化支援隊」） 課題：災害公営住宅における人材や資材等の円滑な確保 措置：災害公営住宅の建築工事における資材調達人材確保の円滑化（Ⅱ－（２）） ・災害公営住宅における工事業者・現場間の資材調達・人材のマッチングサポートの開始・展開
住宅建築	課題：被災者の住宅再建の円滑化、迅速化が必要（土地の早期引き渡し、住宅建築のノウハウ不足、住宅資材や職人不足など） 措置：住宅着工までの手続短縮、ワンストップ相談会、工務店人材・資材融通、確保等 現状：宅地供給の本格化を踏まえ、きめ細かく対応	課題：これから宅地供給が本格化することから、被災者による住宅建築の円滑化、早期化に向けた支援が重要 措置：住宅ローン利用時の市町村と金融機関との調整の円滑化（Ⅳ－（１）） ・住宅ローンの実行の早期化に関して、金融機関等と市町村との間で調整が必要な事項をとりまとめ、金融機関等に参考とするよう要請するとともに、市町村に周知 「住まいの復興給付金」の相談体制の強化（Ⅳ－（２）） ・相談窓口の開設（予定）、市町村向け説明会の実施 被災者への造成した宅地地盤に係る情報提供及び相談対応の強化（Ⅳ－（３）） ・被災者への造成した宅地地盤に係る情報提供及び相談対応強化を市町村に周知
商業再生	課題：住宅地の復興と合わせ、生活インフラとしての商業機能・商店街の再生が不可欠 措置：商業集積・商店街再生の支援制度の強化 ① 商業集積・商店街再生の基本的な指針の提示（被災自治体向け） ② 商業施設の整備等に関する支援 ・商業施設等復興整備事業による支援（川内村） ・暮らし・にぎわい再生事業（須賀川市） ③ 専門家派遣・人材育成等の支援 - 震災復興支援アドバイザー、市町村まちづくり担当者研修実施（計6回、186名） 現状：住宅地の復興に間に合わせ、まちの商業機能・商店街の再生を図る	<凡例> 課題 措置 現状
移転元地	課題：防災集団移転促進事業による移転元買取地のあり方が課題 措置：移転元買取地の譲渡・交換等の取扱いの明確化（通知） 移転元買取地の使用・貸付けの取扱いの明確化（通知）	課題：多くの市町村で、防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用についての検討に着手 措置：防災集団移転促進事業の移転元地の活用に関する事例集の作成（Ⅴ－（１）） ・防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用について検討の一助となるよう、移転元地を有効活用している事業実施事例や関連する施策を紹介する事例集を作成

で導入している見積りに基づく的確な積算や適切な工期設定を行う積算手法の普及・促進

- ①—2 工事契約後の物価上昇への適切な設計変更等の対応の導入・徹底
- ② 実勢価格を適切に反映するため、災害公営住宅の標準建設費（国庫補助対象上限額）のさらなる引上げ（2015年1月）
- ③ URの活用や民間を活用した買取方式など多様な発注方式の工夫の周知等を進める。

2) 施工段階

<課題>

技術者・技能者や資材等の円滑な確保、近接する工事間調整など個別事案に対する支援が必要となっている。具体的には、

- ① 災害公営住宅における人材や資材等の円滑な確保
- ② 工事工程管理に関する発注者（県・市町村）のマンパワー不足・ノウハウ不足に対する支援が必要である。

<対策>

- ① 災害公営住宅における工事業者・現場間の資材調達・人材確保のマッチングサポートの開始・展開、関係団体への協力要請等をきめ細かく実施
- ②—1 工事工程表の確認ノウハウや近接する工事間の調整等の先進事例の横展開などを図り、個別事案への対応を含め、市町村をきめ細やかに支援（「工事加速化支援隊」）
- ②—2 URが、受託事業以外の事業も含めた事業間調整の会議開催、施工上の課題の抽出・分析・処理方針の提案等の実施を進める。

3) 用地取得段階

<課題>

防災集団移転促進事業（移転先）の用地取得率は、この1年間で約48%から約91%へ上昇した。残る課題は特定の地区における難航事案の解決に移行してきている。

<対策>

用地取得が完了していない箇所の原因を把握し、財産管理制度や土地収用制度の活用といった対策について、市町村をきめ細やかに実務支援（「用地加速化支援隊」）する。

(2) 民間住宅の自立再建

これから、防災集団移転促進事業等による宅地供給が本格化することから、被災者による住宅建築の円滑化、早期化に向けた支援が重要となっている。

<課題>

具体的には、

- ① 被災者による住宅建築の具体化に向けた公的助成措置や融資・資金計画、住宅建設事業者等に関する情報不足への対応
- ② 宅地供給後に集中する住宅再建工事における工事従事者や住宅資材の円滑な手配
- ③ 被災者の宅地の地盤強度や基礎工事に関する情報不足に対する支援が必要である。

<対策>

- ①—1 地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し、公的助成措置や融資・資金計画、住宅建設事業者等に関するワンストップの相談会を開催するなど、被災者からの住宅建築の具体化に向けた相談への対応強化
- ①—2 住宅ローンの実行の早期化に関して、金融機関等と市町村との間で調整が必要な事項等を取りまとめ、金融機関等に参考とするよう要請するとともに市町村に周知
- ①—3 「住まいの復興給付金」の相談窓口の開設（予定）、市町村向け説明会の実施
- ② 遠隔地から工事従事者を確保する場合の仮設宿泊施設等の整備支援、建設事業者等の間における住宅資材の融通や応援職人の手配を一括して媒介し支援等
- ③ 被災者への宅地の地盤強度に係る情報提供および相談対応強化を市町村に周知を進める。

(3) その他

<課題>

- ① 住まいの復興に合わせ、市街地中心部の商業集積・商店街の再生
- ② 被災者の災害公営住宅等への移転後のコミュニティ形成や健康・生活支援への配慮
- ③ 住宅再建・復興まちづくり事業が進む中、多くの市町村で防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用についての検討に着手が必要である。

<対策>

- ① 商業集積・商店街の再生に関する基本的な指針（手引き）の提示、商業施設の整備等に関する支援、復興庁職員による個別事案へのアドバイス、専門家派遣や研修等を実施
- ② 高齢者等への配慮した公営住宅やコミュニティ形成に対する支援
- ③ 防災集団移転事業の移転元地のあり方や活用について検討の一助となるよう、移転元地を有効活用している事業実施例や関連する施策を紹介する事例集を実施している。



「新しい東北」の推進

震災復興が目指すべきは、安心して暮らせる「コミュニティの形成」や、生活の糧である「産業・生業の再生」である。「まちの賑わい」を取り戻すためには、インフラや住宅といった「ハード」の復旧はもちろんのこと、こうした「ソフト」の復興が必要不可欠である。

東日本大震災の被災地は、発災前から人口減少、高齢化、産業の空洞化といった課題に悩まされてきた地域である。未曾有の災害により、これらの課題はより加速し、深刻化している。「新しい東北」は、賑わいのある地域を取り戻すため、コミュニティの形成や産業・生業の再生に向けて、従来の手法や発想にとらわれない「新たな取り組み」であり、「震災復興+α」の取り組みではない。深刻なダメージを受けた被災地にとって

は、「震災復興を成し遂げるために必要不可欠」な取り組みであり、同時に、全国の地域にとっては、各地での応用可能性を持ったモデル的な取り組みといえよう。

(1) 先導的な取り組みの加速化とその横展開

まずは、被災地で進む先導的な取り組みを支援し、成功事例として「モデル化」を行う。その上で、先導的なモデルに関するノウハウを、被災地の各地域や各事業者が発信し、共有していく。もちろん、各地域や各事業者で、抱えている課題や実態は異なるが、先導的なモデルを各地域・各事業者がカスタマイズしつつ、新たな取り組みが被災地で広がっていくことを期待している。

このため、「先導モデル事業」を実施している。被災地で進む先導的な取り組みに関する提案を、民間から広く公募し、有識者等の審査を経た上で支援対象事業を選定し支援している。

また被災地では、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいる事業者も多い。復興庁では、特に優れたビジネスモデルを表彰する「ビジネスコンテスト」を開催している。

さらに各プロジェクトが抱える課題（資金調達、新商品開発、マーケティング、ブランディング、ビジネスマッチング等）の解決に向けてきめ細かな支援を提供する「ハンズオン支援事業」も実施している。

(2) 民間の人材・ノウハウ・資金の活用

二つ目は、「民間の人材・ノウハウ・資金の活用」である。むしろ民間（企業、大学、NPO等）の中に人材やノウハウの蓄積があるものと考えられる。こうした人材が力を発揮できるような環境を、また、ノウハウが最大限に活用されるような環境を整えていく。

復興庁では、日本財団との協働事業として「WORK FOR 東北」を実施している。被災地における人材のニーズと、被災地外の民間人材とのマッチングを行う事業である。

また被災地企業と大手企業等との間で、大手企

業の経営資源（技術・情報・販路等）を幅広く活用した事業を形成するため、「地域復興マッチング『結の場』」を実施している。

加えて「産業復興」に向けて、特に大きな課題として挙げられているのが「販路の開拓」である。復興庁では、2014年11月に「販路開拓支援チーム」を立ち上げた。現在、数多くの団体・企業が、人材・ノウハウ・金融の側面から、被災地の事業者の販路拡大の支援を実施している。

今後の産業復興に向けて、重要性が増しつつあるのが民間金融である。これまでは、グループ補助金や二重ローン対策等、国の補助金・制度等により施設・設備の復旧や経営再建が図られてきた。今後は、民間の投融資を活用しながら、持続可能な事業として成長していくフェーズに移っていかねばならない。

復興庁では、2014年7月に「復興金融ネットワーク」を立ち上げた。現在の産業復興の状況に関する情報を金融機関等に対して提供することで、国主導の産業復興のフェーズから民間主導の産業復興のフェーズへ、円滑な橋渡しを行うことを目的としている。

(3) 効果的な情報共有やマッチングに向けた場づくり

三つ目は、「効果的な情報共有やマッチングに向けた場づくり」である。ニーズを「見える化」し、関係者間で共有し、新たな連携・協働につなげていく。

関係者が広く情報共有を行うことができる「基盤（プラットフォーム）」を復興庁が用意し、関係者の連携のきっかけづくりの場を提供する方が、効率的かつ迅速な対応を可能とするものと考えられる。

このため、2013年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。主体（国、自治体、企業、大学、NPO法人等の各種法人等）の別や地域の別を超えて、さまざまな団体に会員として登録いただき、情報共有のためのポータルサイトを運営するとともに、フェイス・トゥ・フェイスで

情報共有・意見交換を行うことができる「会員交流会」を年数回開催している。



住まいのこだわり設計事例集について

「新しい東北」の取り組みの一つとして、被災地の住まいの復興事業についても、将来に向けて地域の課題を解決する「こだわり」を持った災害公営住宅の整備が進められており、「住まいのこだわり設計事例集」としてとりまとめているので、内容について五つのカテゴリーごとに事例を紹介する。

「住まいのこだわり設計事例集」のポイントは以下のとおりである。

- (1) 人口減少・高齢化・産業の空洞化といった課題を抱えたままの現状に単に復旧するのではなく、地域や街の魅力を引き出したり、将来を見据えて地域の課題を解決する住まいの「こだわり」や「工夫」を持った設計を33地区、58事例をとりまとめた。
- (2) 建物が完成してからではなく、設計段階から事例を共有する。
- (3) 事例を広く共有することで、東北のみならず、人口減少・高齢化など同様の課題を抱える日本全国の地域に展開でき、「創造と可能性の地」を作り出していく取り組みに資する。

① コミュニティ形成への配慮

各住戸南側に縁側を設置し、歩行者と居住者の日常的な交流を生み出す設計〔岩手県大槌町大ケ口地区〕（図—2）。



図—2 岩手県大槌町大ケ口地区

② 子育て・見守り

住居2棟をコミュニティ・デッキでつなぎ、中庭を憩いと子どもの見守りの場とする設計〔宮城県七ヶ浜町^{しょうぶたはま}菖蒲田浜地区〕(図一3)。

③ 自然再生エネルギーの採用

屋上に太陽光発電設備を設置するとともに、各戸に家庭用エネルギーシステム(HEMS)を設置し、創エネ・省エネを推進〔福島県南相馬市原町^{はらまち}
^{おおまちだいに}大町第二地区〕(図一4)。

④ 防災、安全・安心

浸水区域での建設のため、安全性に配慮し2階以上に住宅を設置。屋上には避難スペースと防災倉庫を整備し、周辺にお住まいの方も一時避難が可能な地域の防災拠点として設計〔宮城県多賀城^{さくらぎ}市桜木地区〕(図一5)。

⑤ 地域の魅力を支援

周辺地域に多く見られる勾配屋根や町の花であるさくらの植栽により、地域資源を活かし、地域景観と調和する景観を形成〔福島県新地町^{あたご}
^{ひがし}愛宕東地区〕(図一6)。

11 おわりに

震災から5年目を迎え、集中復興期間の最終年度を迎える今年、被災地では復興のさらなる加速化が求められている。今回公表した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」は、関係省庁の協力のもと、これまでの加速化措置のフォローアップを行うとともに現在必要な追加措置をとりまとめたものである。現場における個別事業・地区ごとの課題解消、隘路打開を目指したものであり、これにより一つ一つの課題に丁寧に対応していくことが、復興の加速化につながるものと期待している。

真の復興は、安心して暮らせる「コミュニティの形成」や、生活の糧である「産業・生業の再生」である。「まちの賑わい」を取り戻すためには、インフラや住宅といった「ハード」の復旧はもちろんのこと、こうした「ソフト」の復興が必要不可欠であり、「新しい東北」の取り組みは、東日

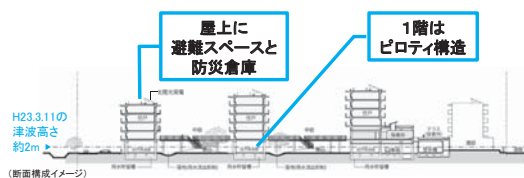


図一3 宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜地区



図一4 福島県南相馬市原町大町第二地区

【防災、安心・安全】
■ 津波浸水地のため1階をピロティ構造とし、2階以上に住宅。
■ 屋上に避難スペース、防災倉庫を併設



図一5 宮城県多賀城市桜木地区



図一6 福島県新地町愛宕東地区

本大震災で初めて着手した新しい復興のアプローチである。